

はもりあ 通信

第3回

男女共同参画センターが誕生して、 20年を迎えました

男女共同参画センター「はもりあ四日市」は、「男女共同参画を推進する施策を実施するとともに、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設」として、平成8年8月1日に本町プラザ3階に誕生しました。当初は「女性センター」という名称でしたが、平成18年の「四日市市男女共同参画推進条例」の施行に合わせ、

「男らしさ」「女らしさ」にとらわれず、「自分らしさ」を見つけるための男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを紹介します。

「男女共同参画センター」と改称し、同年、市民の皆さんからの公募により、「はもりあ四日市」としました。「はもりあ」は造語で、「女性と男性の協働という素敵な“ハーモニー”が奏でられる“中核エリア”を意味しています。

「はもりあ四日市」では、男女共同参画社会の実現を目指し、これまで20年間、男女が共に参画する必要性を伝えるとともに、女性のエンパワメント(※)や性別による固定的な役割分担意識を変えるための講座など、さまざまな施策を市民の皆さんと共に行ってきました。未だその実現に、

は至っていませんが、少しずつ近づいていると感じています。

これからも、さまざまな事業を展開していきますので、ぜひ「はもりあ四日市」をご利用ください。

※政治的・経済的・社会的・文化的にも力を発揮できる存在となり、自分のことは自分で決め、行動できる能力を持つこと



「はもりあ四日市」

問い合わせ先

男女共同参画課

(☎354-8331 FAX354-8339)

バリアのないまち を目指して

第4回

障害のある人の特性はさまざまです。特に、病気などが原因で身体の内部(心臓、肺など)に障害がある場合は、外見では分かりにくいので、日常生活に支障があることについて、周囲の人の理解が得られにくいといったことがあります。

例えば、混雑した電車の中に、心臓の動きを助ける「ペースメーカー」という医用機器を体に埋め込んだ人がいたとします。この機器は携帯電話など電磁波を発する物の影響を受けますが、その人がペースメーカー

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。バリア(障壁)がなく、誰もが暮らしやすいまちを目指す取り組みを紹介します。

を体に埋め込んでいることは周りの人には分かりません。このため、混雑した場所では、電源を切る配慮が必要です。

また、タバコの煙は肺に障害がある人に悪影響を及ぼすことから、指定喫煙所以外では吸わない配慮が必要となります。

障害者差別解消法が施行され、4カ月が過ぎました。この法律では、障害のある人にとって利用しにくい施設や設備だけでなく、その存在を意識していない慣習や文化、偏見など、社会が作り出している障壁(バリア)を取り除くことを求めています。

す。見た目や思い込みによる判断、あるいは無関心などが作り出すバリアを無くしていくために、まず、さまざまな障害の特性をよく知る必要があります。

障害への正しい理解を深めて、誰もが暮らしやすいまちの実現を目指していきましょう。

身体内部に障害がある人を表しています



【ハート・プラスマーク】

問い合わせ先

障害福祉課

(☎354-8527 FAX354-3016)

有料
広告
掲載
欄

～地域とともに160有余年 事前のご相談から至急のご依頼まで



株式会社 ふじや本店
光倫会館
0120-114248

葬儀のことなら24時間365日～

■本社／四日市光倫会館
〒510-0836 四日市市松本町北大谷 2015
[TEL] 059-351-1151 [FAX] 059-351-4224
■光倫会館 桜ホール
〒512-1211 四日市市桜町 6613
[TEL] 059-325-2482 [FAX] 059-325-2482
■富田光倫会館
〒510-8014 四日市市富田2丁目 3-7
[TEL] 059-361-2481 [FAX] 059-361-2482

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。